

12月7日(土) オンラインにて外部講師によるセミナー開催

『いつかは独立開業を…フリーランス?いきなり会社設立?
～起業形態である個人事業主・株式会社・合同会社それぞれのメリット・デメリット～』



講師：神戸恵一氏 行政書士かんべ法務事務所 代表行政書士

個人事業主や法人などの形態ごとに事例を交えて具体的に説明して頂き、eMC 資格を活かしてこれから活動していく際の初めの一步として、必要かつ有益な知識をご提供する場として開催しました。

今回はメンタルヘルスに必ずしも特化しないテーマ、そして支部横断型のイベント、東京支部として初めてづくしの試みでしたが、30人以上の方に参加頂き、事後アンケートでも高い評価を頂くことができたことにより、開催してよかったと役員一同で胸をなでおろすと共に、今後の活動の励みとなりました。(下記はアンケート回答より一部抜粋)

- ・ 注意点や法律のお話しが分かりやすかった。事例が具体的で参考になった。
- ・ 合同会社にとても興味を持ち、目指していきたいと思った。
- ・ 法人化を検討してみたくなった。事例が面白かったので、事例紹介をもっと聞きたかった。
- ・ フリーランスや会社設立の具体的なメリット・デメリットや、困った時は色々な専門家に積極的に相談した方が良いということがわかり、とても気が楽になった。

『いつかは独立開業を…フリーランス?いきなり会社設立?
～起業形態である個人事業主・株式会社・合同会社それぞれのメリット・デメリット～』

令和5年12月7日
行政書士かんべ法務事務所
行政書士 神戸恵一

※当資料の文章・画像等の内容の無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください。

当職が考えるカウンセラーの役割	当職の根本理念
相談者のここらに寄りそったカウンセリングを通して、相談者の悩みを軽減したり、相談者が抱える問題を改善に導くこと(リカレントHPより)本人自身が解決できることを手助け?	弁護士は職能が高い、何から話していいかわからないそんな方がふらっと立ち寄れる、論争に置けないなら予防策を考え、講じる。
医療行為、診断書作成、外科的行為は当然行ってはいけません。これらは、行政書士でいうところの、代建文書行為、新設作成、訴訟行為に該当する。これらは知識的・能力的にできたとしても、やるべきではない行為であります。	自分の悩みが民事なのか刑事なのか、家庭裁判所の管轄なのか、分らないことも多い。
他にも医師との連携が、弁護士への引継ぎであったり、他資格者との協力も似ている気がします。	依頼者の最大限の利益を考えて 税務、労務、登記など科が違えば適切な科へ 外科的治療が必要ならば、弁護士へ
ただし、丸投げはしたくない なぜなら、「あなた」だから依頼した。窓口であり、ファシリテーターとして責任をもって。	風邪の予防のように、街のクリニックに行って処方箋で問題ないなら 依頼者にとってはそれがベスト。